

## 8. 契約条項の無効、消費者団体

### 8-1. 具体的な契約条項の無効

#### (1) 契約内容の公正確保

強行規定違反（民 91）・公序良俗違反（民 90）⇔消費契約 8～10

#### (2) 債務不履行責任等の免除（消費契約 8）

類型	無効となる条項
債務不履行責任・不法行為責任の全部免除 (消費契約 8 I ①③)	事業者の債務不履行責任・不法行為責任の全部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
故意・重過失による債務不履行責任・不法行為責任の一部免除 (消費契約 8 I ②④)	事業者の債務不履行責任・不法行為責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重過失によるもの）の一部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
免責範囲が不明確な条項 (消費契約 8 III)	事業者の債務不履行・不法行為責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重大な過失によるものを除く）の一部を免除する消費者契約の条項であり、当該条項において事業者、その代表者・使用人の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの

#### 事例 8-a 責任免除

事業者 A は、消費者との間の契約において、A の債務不履行責任について次のような条項を定めたとする。これらの条項は有効か。

- ① A は、いかなる理由があっても、一切損害賠償責任を負いません。
- ② いかなる理由があっても、A の損害賠償責任は、5 万円を上限とします。
- ③ 法令に反しない限り、A は、5 万円を上限として賠償します。

#### (3) 消費者の解除権放棄（消費契約 8 の 2）・損害賠償額の予定等（消費契約 9）

類型	無効となる条項
消費者の解除権放棄 (消費契約 8 の 2)	事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項

契約解除に伴う損害賠償額の予定・違約金（消費契約 9①）	当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定・違約金条項 ——超過分について無効
金銭債務の履行遅滞にもとづく損害賠償額の予定・違約金（消費契約 9②）	（未払額×年 14.6%）を超える損害賠償額の予定・違約金条項 ——超過分について無効

**事例 8-b** 予約キャンセルに伴う営業保証料

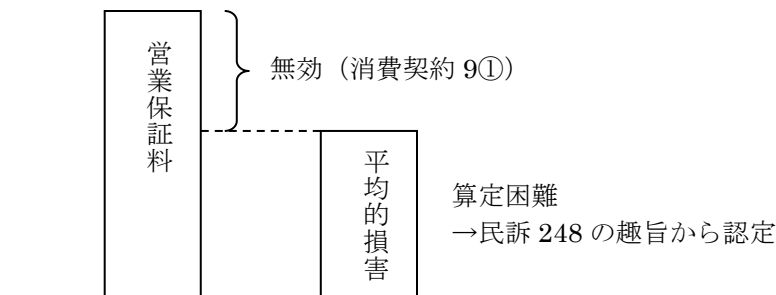
Yは、レストラン X で宴会の予約をした。Xは、その際に、「当該予約と重なり合う日程での別の予約の問い合わせを X が受けて、先の予約客に確認をしたうえで、実施するとの返答を得た場合、その予約客がその後解約をすれば、営業保証料として一律に予約人数 1 人あたり 5229 円を徴収する扱いをしている」（本件規約）と説明した。その後、X が、そのような問い合わせを受けたとして Y に確認をしたところ、Y は宴会を実施すると返答したが、その後で X に解約を申し入れた。X は、本件規約にもとづく営業保証料の支払いを請求した。

**東京地判平 14・3・25 判タ 1117-289**

「本件予約の解約に当たり営業保証料（予約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金）が定められているが、消費者契約法 9 条 1 号の法の趣旨に照らすと、前記営業保証料のうち、前記「平均的な損害」を超える部分は無効ということに……なる。」

「問題となるのは、消費者契約法 9 条 1 号にいうところの「平均的な損害」の意義であるが、これについては、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当である。」

「[Y、X] にそれぞれ有利な事情に、……本件予約と同種の消費者契約の解約に伴い事業者が生ずべき平均的な損害額を算定する証拠資料に乏しいこと等を総合考慮すると、本件予約の解約に伴う「平均的な損害」を算定するに当たっては、民訴法 248 条の趣旨に従って、1 人当たりの料金 4500 円の 3 割に予定人数の平均である 35 名を乗じた 4 万 7250 円……と認めるのが相当であ [る] ……」



\* 民訴 248 (損害が生じたことは認められるが損害額の算定がきわめて困難なときに、裁判所の裁量評価によって相当な損害額を算定できる)

**事例 8-c 学納金返還訴訟**

アカリさんは、D 大学と R 大学を受験した。アカリさんは R 大学に合格したため、R 大学が合格者に求めるとおり、学納金（入学金と春学期授業料）を納付した。その後、アカリさんは第一志望である D 大学にも合格したため、D 大学に進学することにした。R 大学はいったん納付された学納金はいかなる理由があっても返還しないとしていたが、アカリさんは、R 大学には進学しないのだから学納金を支払うのはおかしいと考え、R 大学に返還を求めた。

学納金（学生納付金）

= 入学金 + 授業料（初年度最初の学期分または初年度分全部） + その他諸経費

**最判平 18・11・27 民集 60-9-3437**

「大学が学則や要項等において、入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には、一般に、〔1〕入学金、〔2〕授業料（通常は初年度の最初の学期分又は初年度分）のほか、〔3〕実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員、更には、〔4〕学生自治会費、同窓会費、……などの諸会費等（以下「諸会費等」という。）が含まれる……。」

「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後、在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないというべきである。」

「不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するものと解するのが相当である。」

「消費者契約法 9 条 1 号の規定により、違約金等条項は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされる……。」

「学生の大学選択に関する自由な意思決定は十分に尊重されなければならない、大学の入学試験に合格した者が常に当該大学と在学契約等を締結するとは限らないし、在学契約等を締結した学生が実際に当該大学に入学するかどうか多分に不確実なものである。そこで、一般に、各大学においては、入学試験に合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行って在学契約等を締結した後にこれを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定し、予算の策定作業を行って人的物的教育設備を整えている。……このような実情の下においては、1 人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということはできないものというべきである。」

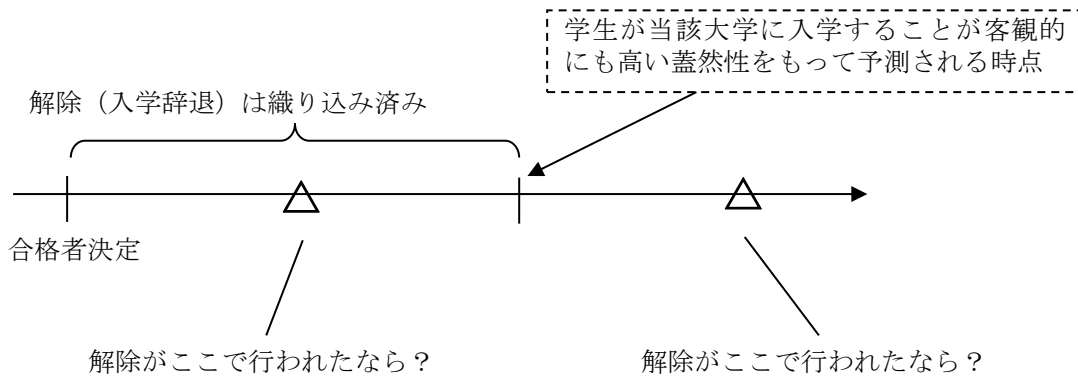
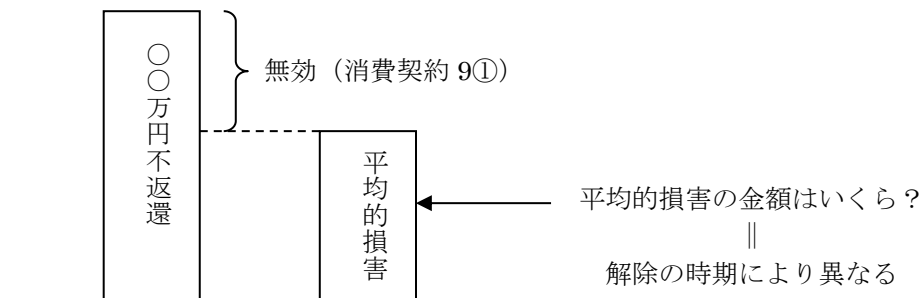
「したがって、当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する……ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない。」

これに対し、学生による在学契約の解除が、上記時点以後のものであれば、そのような時期における在学契約の解除は、当該大学が入学者を決定するに当たって織り込み済みのものということとはできない。そして、大学の予算は年度単位で策定されていて……、当該年度の予算上の支出計画を変更するなどして人的物的教育設備を縮小したり、支出すべき費用を減少させたりすることは困難であること……などに照らすと、当該大学は、原則として、上記解除により、学生が当該年度に納付すべき授業料等及び諸会費等……に相当する損害を被るものというべきであり、これが上記時期における在学契約の解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害とすることができる。したがって、上記時期に在学契約を解除した学生の納付した初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しない……。」

「国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年 3 月 24 日ころまでに行わ

れており、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること、補欠合格者の発表もほとんどが3月下旬までに行われているという実情の下においては、大多数の入学試験の受験者においては、3月下旬までに進路が決定し、あるいは進路を決定することが可能な状況にあって、入学しないこととした大学に係る在学契約については、3月中に解除の意思表示をし得る状況にあること、4月1日には大学の入学年度が始まり、在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると、一般に、4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべきである。」

- ・ 入学金 = 「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価」
- ・ 授業料 = 「在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め」(消費契約 9①)



## 8-2.一般条項による無効

### (1)一般条項による無効（消費契約 10）

①任意規定を適用する場合に比べて、消費者の権利を制限・義務を加重

②信義則に反して消費者の利益を一方的に害する（不利益を与える合理的理由なし）

無効とされる可能性がある条項の例：消費者の不作为をもって新たな消費者契約の申込み・承諾の意思表示をしたものとみなす条項（消費契約 10 に例示）、消費者の権利の使用期間を制限する条項 etc.

### (2)賃貸借の更新料

#### **事例 8-d** 更新料

アカリさんが暮らすマンションの賃貸借契約では、契約期間が 1 年間、賃料が月額 38000 円、更新料が賃料の 2 か月分と定められた。アカリさんは、賃貸借契約の更新をするだけで賃料の 2 か月分を払うのはおかしい、この定めは消費者契約法 10 条によって無効だと考えた。

#### 最判平 23・7・15 民集 65-5-2269

「ア ……賃貸借契約は、賃貸人が物件を賃借人に使用させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法 601 条）のであるから、更新料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといふべきである。

イ また、……消費者契約の条項……が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法 1 条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。

更新料条項についてみると、更新料が、一般に、賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有することは、前記 [の] ……とおりであり、更新料の支払にはおよそ経済的合理性がないなどということとはできない。また、一定の地域において、期間満了の際、賃借人が賃貸人に対し更新料の支払をする例が少なからず存することは公知であることや、従前、裁判上の和解手続等においても、更新料条項は公序良俗に反するなどとして、これを当然に無効とする取扱いがされてこなかったことは裁判所に顕著であることからすると、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、賃借人と賃貸人との間に更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合に、賃借人と賃貸人との間に、更新料条項に関する情報の質及び量並びに交渉力について、看過し得ないほどの格差が存するとみることもできない。

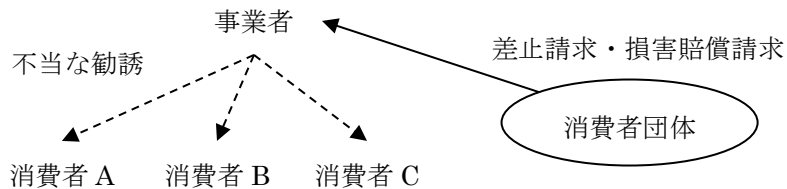
そうすると、賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法 10 条にいう『民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益

を一方的に害するもの』には当たらないと解するのが相当である。」

(3)敷引（当初支払った保証金のうち一定額を契約終了時に家主が取得）

最判平 23・3・24 民集 65-2-903、最判平 23・7・12 判時 2128-43

### 8-3.消費者団体による差止請求・訴訟



個々に取消・無効の主張はできるが…

(1)消費者団体による差止請求（消費契約 12）

(2)集団的消費者被害回復に係る訴訟

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

(3)適格消費者団体・特定適格消費者団体——内閣総理大臣の認定、行政的な監督